

2025（令和7）年度

学校いじめ防止基本方針

宝塚市立高司中学校

はじめに【P1】

- 1 いじめの定義【P1】
- 2 いじめの認知に関する考え方【P1】
- 3 いじめの解消の要件【P1～P2】
- 4 いじめ防止等のための対策の基本理念【P2】
- 5 いじめ防止等に関する組織の設置【P2～P3】
 - (1) 設置 (2) 構成員 (3) 役割
- 6 学校評価による年間計画の見直し【P3】
- 7 いじめの未然防止【P4～P5】
 - (1) 意義 (2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- 8 いじめの早期発見【P5～P6】
 - (1) 意義 (2) 定期的なアンケート調査の実施
 - (3) 教職員と生徒等との良好な人間関係の構築と相談機能の充実
 - (4) 生徒のＳＯＳを発信できる力の育成
- 9 いじめへの対処【P6～P8】
 - (1) 意義 (2) いじめの発見・通報を受けた時の対応
 - (3) いじめを受けた生徒やその保護者への対応
 - (4) いじめた生徒やその保護者への対応
 - (5) 周囲の児童生徒への対応 (6) 教育委員会との連携
- 10 教職員研修【P8～P9】
 - (1) 意義 (2) 内容 (3) 留意点
- 11 特別な支援を必要とする生徒への配慮【P9】
- 12 ネット上のいじめへの対応【P9】
 - (1) 意義 (2) 内容
- 13 家庭、地域との連携【P9～P10】
 - (1) 意義 (2) 内容 (3) 留意点

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤に置き、「志を立て、自らを磨き、豊かな心と大いなる創造力をもった活力ある人間の育成を目指す～『立志』『錬磨』『創造』～」を学校教育目標として、日々の教育活動に取り組んでいる。また、生徒の健全な育成を願って、学校、保護者、地域が、各々の果たすべき役割の相互理解の下、正確な情報を共有し、迅速に対応しようとする、前向きな協力体制の構築にも取り組んでいる。

平成25年に“いじめ防止対策推進法”が制定され、学校に“いじめ防止基本方針”の策定が義務付けられた。このことを受け、本校におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に準拠して、この基本方針を策定した。

なお、令和元年7月に「宝塚市いじめ防止等基本方針」が改定されたのを受け、令和元年8月に本校の“いじめ防止基本方針”も改定を行った。

1 いじめの定義

いじめとは、推進法第2条に規定されているように、以下のとおり定義される。

「いじめ」とは、児童等（児童生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことがないように、いじめられた生徒の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられる。
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている

必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長い期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長い期間を設定する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

4 いじめ防止等のための対策の基本理念

本校のいじめ防止等のための対策の基本理念は「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ① いじめ防止等のための対策は、全ての子どもに関係する問題であることを鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ② いじめ防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深めること旨として行わなければならない。
- ③ いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宝塚市、教育委員会、学校並びにすべての市民の連携及び協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

5 いじめ防止等に関する組織の設置

(1) 設置

推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

(2) 構成員

学校いじめ防止委員会は、校長、教頭、生活指導担当教員、学年代表、養護教諭、特別支援教育コーディネーターをはじめ、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成し、チームとして取り組む。

(3) 役割

学校いじめ防止委員会の役割は以下のとおりとする。

- ① 推進法2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
 - ② 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針を改訂する。
 - ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
 - ④ いじめが疑われる情報があつた時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
 - ⑤ 校内研修を企画し運営する。
 - ⑥ 部活動での問題についても共通理解を図り、組織的対応を行う。
 - ⑦ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。
 - ⑧ 推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。
- ※ 学校いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止等に関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、学校いじめ防止委員会に報告し、組織的対応を行う。

6 学校評価による年間計画の見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取組や校内研修等の取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、生徒や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の観点で評価されるよう留意する。また、学校運営協議会や学校関係者評価委員会においても、取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

7 いじめの未然防止

(1) 意義

全ての生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安全・安心に学校生活を送るとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりの内面理解に基づき、全ての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育成する。

ア 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを教職員が認識し、生徒一人ひとりに理解させなければならない。そのためには、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち、生徒の人権が守られる学校・学級づくりに取り組む。

イ 道徳教育の充実

生徒が道徳的な心情や判断力、道徳的な実践意欲や態度を育むことは、いじめの防止に大変有効である。生命を大切にすると心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育み、善悪の判断などの規範意識を持ち、いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育てる。

ウ 体験活動の充実

体験活動は、生徒の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得などに繋がる。また、集団での宿泊体験や社会体験などは、仲間意識や自己肯定感、自尊感情等を育む。学校では教育活動の中に、計画的、系統的に体験活動を取り入れる。

エ わかる授業づくり・楽しい授業づくりの推進

学力に不安がある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む一つの要因となっている。そのため、生徒にとって学ぶ喜びを感じることができるよう「分かる授業・楽しい授業」を推進し基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが、生徒の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての一つとなることを教職員一人ひとりが認識し、授業改善に取り組む。

オ 部活動における指導の充実

中学生が自分の学級や学年を離れて自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感などを育成する。また、人間関係の構築や自己肯定感の向上など、その教育的意義は高い。こういった意義が達成される

よう「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導をととして、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る。

指導に当たっては、「連帯責任」を取らせる等、特定の部員に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を行う。また、部活動内でのいじめや生徒指導上の問題を部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等で情報共有を行い、適切な対応を組織的に行うようにする。

カ 教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化、部活動の運営の改善等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって生徒と向き合う時間を確保し、一人ひとりの生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、「勤務の適正化に係る取組について」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、ノー部活デーの設定、勤務時間終了後の電話連絡について周知し、保護者への理解と協力を求める。

8 いじめの早期発見

(1) 意義

いじめ防止等の取組の中で、生徒に SOS を発信してもらうことは重要である。しかし、生徒が表現した微妙なサインに気づき、その意味を適切に読み取ることができなければ、生徒の心の危機に対応することはできない。教職員は、いじめが大人の目につきにくい場所や時間で行われるなど、気づきにくいこと、また、一見遊びやふざけているように見えることがあり、判断が難しいことを十分認識しなければならない。生徒の様子、人間関係、服装や持ち物の変化など、些細な兆候を見逃さず、いじめを見極める目を持ち、早い段階から組織的に関わりながらいじめの早期発見に努める。

(2) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施する。また、2学期と3学期に1回ずつ定期的に実施する。実施担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象生徒が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。

また、第1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクゼーション、アンケートへの回答、回答後の担任等によるカウンセリングという一連の指導として行い、回答結果の

分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

(3) 教職員と生徒等との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

生徒や保護者から、安心して相談してもらえる教職員であるよう、日ごろからコミュニケーションを密にして、良好な人間関係を構築していく。

また、アンケート実施後のカウンセリング週間を設けるとともに、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど学校の相談機能の充実に努める。また、教育委員会（教育支援課）の相談窓口等、いじめについて相談するところの周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や周知に努める。

(4) 生徒のＳＯＳを発信できる力の育成

相談機能の充実を図るとともに、自殺予防プログラム等を実施し、生徒が自分自身や友達の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒のＳＯＳを発信できる力の育成を図っていく。

9 いじめへの対処

(1) 意義

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、推進法第23条1項の規定に基づき、直ちに管理職に報告し、特定の教職員だけで抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。

指導に際しては、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。生徒をしばらく見守るという対応については、援助を求めた側が、自分は見守られているということを感じることができるように対応しなければならない。

また、全ての教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員は、遊びや悪ふざけなどであっても、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に話を聞く。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめを発見したときや、いじめに関する通報を受けたときには、「学校いじめ防

止委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。加害生徒に対して学校が必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られず、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察等と相談して対処する。

(3) いじめを受けた生徒やその保護者への対応

教職員は、いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない。必ず守る。」ということをはっきりと伝える。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、できるだけ迅速に保護者に事実関係を伝えとともに、いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族、地域の人などと連携し、当該生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協力を得る。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、聴き取りやアンケート等により確認した事実は適切に保護者に提供する。

(4) いじめた生徒やその保護者への対応

教職員は、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、速やかにその保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた生徒がいじめを行った背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに教育委員会による出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育

的配慮に十分留意し、加害生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。決して、主観的な感情に任せて一方的に行ってはならない。

(5) 周囲の生徒への対応

教職員は、いじめが発生した際、それを知り、見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を学級での話し合いなどによりすべての子どもに行き渡らせるようにする。

(6) 教育委員会との連携

いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言等による支援を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

10 教職員研修

(1) 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めることが有効である。また、生徒の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

(2) 内容

生徒一人ひとりが自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、多様な内容の研修を行う。

また、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員が共有し、個別の事例研究を行うこと等により、教職員の共通理解を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用することにより、教職員の資質向上を図る。

(3) 留意点

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、生徒理解等々、多様なテーマにお

よぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

1 1 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級だけでなく通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には他の生徒との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な生徒も在籍している。このような生徒に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していく。

1 2 ネット上のいじめへの対応

(1) 意義

ネット上によるいじめについては、大人が見えにくい中で行われることが多いこと、また、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性があることに留意して対応する。

(2) 内容

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「生徒の主体的な活動」等の取組とともに、生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。

1 3 家庭、地域との連携

(1) 意義

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校はPTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

(2) 内容

保護者や地域、関係機関が参画する学校運営協議会や、学校支援地域本部、青少年育成市民会議などにおいて、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行うことで、地域とのネットワークづくりを推進する。

(3) 留意点

いじめ防止等に関して、保護者や地域の協力を得るために、日ごろからホームページや学校通信等で学校の取組を積極的に発信するほか、オープンスクールの実施等、開かれた学校づくりに努める。